平成19年8月23日

各　　位

会 社 名　　澁 谷 工 業 株 式 会 社
代表者名　　取締役社長　澁 谷 弘 利
（コード番号6340　東証、名証市場第１部）
問合せ先　　常務取締役　吉 道 義 明
（TEL　076－262－1201）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年8月23日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年9月26日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）取締役会の意思決定を迅速化するため、取締役の員数を２０名以内から１７名以内に削減するものであります。（現行定款第18条）

（２）当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるため、信託型ライツ・プランを導入することが、当社にとって必要であると考えております。これに際し、買収防衛策の導入、発動、廃止および維持について、必要に応じて株主の皆様の意思を確認することができるよう、定款に根拠規定を新設するものであります。（変更案第37条第1項、第2項）

（３）買収防衛策の一環として新株予約権の発行等に関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件、これに相当する取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにする規定を新設するものであります。（変更案第37条第3項）

２．変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

３．日　　程

平成19年9月26日（水）	定時株主総会に定款変更を付議
同　　日	定款変更の効力発生日

以　　上

下線は変更部分を示す

現　行　定　款	変　更　案
（員　数） 第18条　当会社の取締役は２０名以内とする。	（員　数） 第18条　当会社の取締役は１７名以内とする。
（新　設）	第７章　買収防衛策 （買収防衛策） 第37条　株主総会は、買収防衛策の導入、発動、廃止および維持について決議することができる。 ２．前項の「買収防衛策」、「導入」、「発動」、「廃止」および「維持」とは、次の各号に定められるものとする。 （１）「買収防衛策」 当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行なうこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。 （２）「導入」 買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行なう等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。 （３）「発動」 買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。 （４）「廃止」 買収防衛策として発行された新株または新株予約権を無償取得する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。 （５）「維持」 買収防衛策として発行された新株または新株予約権を無償取得しない等導入された買収防衛策を取り止めないことをいう。 ３．当会社が、買収防衛策の一環として新株予約権の発行もしくは移転または無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として以下の事項を定めることができる。 （１）買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと。 （２）当会社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式を交付することができること。 （３）当会社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。